盗聴法（通信傍受法）に関するアンケートへの回答

日本共産党

Ｑ１，アンケートご回答者について

政党または団体名と、ご回答いただいた担当者名・役職をご記入下さい。

（日本共産党　政策委員会　選挙アンケート係）

Ｑ２，犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、盗聴法（通信傍受法）について、どの程度知っていますか。

　1.よく知っている　　2.ある程度は知っている

　3.聞いたことはある　　4.知らない

　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ３，現在施行されている盗聴法（通信傍受法）について賛成ですか、それとも反対ですか。

　1.賛成　　2.どちらかといえば賛成

　3.反対　　4.どちらかといえば反対

　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　6.分からない

Ｑ４，問３で、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答された方にのみお聞きします。

その理由を教えてください。（複数回答可）

　1.犯罪の摘発に役立つから　　2.犯罪の抑止力になるから

　3.欧米各国にある制度だから　　4.国防を含めた治安維持に役立つから

　5.インターネット規制に役立つから　　6.反政府的な思想を取り締まれるから

　7.暴力団など、組織犯罪対策に有効だから　　8.国際組織犯罪に有効だから

　9.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　10.分からない

Ｑ５，問３で、「反対」「どちらかといえば反対」と回答された方にのみお聞きします。

その理由を教えてください。（複数回答可）

　1.犯罪に関係がない通信も聞かれる恐れがあるから　　2.犯罪の摘発に役立たないから

　3.警察などに監視される恐れがあるから

　4.令状を出す裁判所のチェック機能に疑問があるから

　5.インターネットが規制されるから　　6.反政府的な思想が取り締まられるから

　7.暴力団など、組織犯罪対策に有効でないから　　8.国際組織犯罪に有効ではないから

　9.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　10.分からない

Ｑ６，盗聴法（通信傍受法）について、普段どう呼んでいますか。

　1.盗聴法　　2.通信傍受法　　3.組織犯罪対策法

　4.犯罪捜査のための通信傍受に関する法律　　5.秘聴法

　6.傍聴法　　7.自由盗聴法

　8.その他（　　　　　　　　　　　　　）　　9.特に決めていない

　10.分からない

Ｑ７，盗聴法（通信傍受法）について、組織犯罪対策に効果があったと思いますか。

それとも、なかったと思いますか。

　1.適正な効果があった　　2.効果はあったが、十分ではなかった

　3.効果はないが、他の犯罪に効果があった　　4.全く効果はなかった

　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　6.分からない

Ｑ８，盗聴法（通信傍受法）はインターネット（Web・SNS・電子メールなど）、

コンピュータ通信が対象に含まれています。このことは、コンピュータ通信にとって、

よい影響があったと思いますか。それとも、悪い影響があったと思いますか。

　1.よい影響があった　　2.どちらかといえば、よい影響があった

　3.どちらかといえば、悪い影響があった　　4.悪い影響があった

　5.どちらの影響もなかった

　6.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　7.分からない

Ｑ９，盗聴法（通信傍受法）第一条には「数人の共謀によって実行される」組織犯罪対策の

法律とありますが、数人とは二人以上を指します（衆議院法務委員会(1999[平成11]年5月21日)・

法務省の松尾邦弘刑事局長答弁）。このことはご存じですか。

　1.知っている　　2.知らない

Ｑ１０，2016[平成28]年の改正で追加された盗聴法（通信傍受法）第二条の４以下及び第二十条以下では、

通信の暗号・復号と一時的保存の規定が追加されました。

これは盗聴（傍受）対象者が使用する通話・コンピュータ通信の内容を一括して記録し、

また通信業者より警察施設に盗聴（傍受）内容を電送し、警察施設での復号・閲覧を

可能にするものです。このことはご存じですか。

　1.知っている　　2.知らない

Ｑ１１，盗聴法（通信傍受法）は日本國憲法上、合憲と思いますか。それとも、違憲と思いますか。

　1.合憲　　2.違憲　　3.どちらとも言えない

　4.その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

　5.分からない

Ｑ１２，憲法二十一条にある通信の秘密不可侵についておたずねします。この規定は維持すべきでしょうか、それとも改変すべきでしょうか。

　1.維持すべきである　　2.改憲し、憲法で制限を明記すべきである

　3.改憲し、憲法で権利をより強調すべきである

　4.改憲し、プライバシー権を創設してその中に統合すべきである

　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　6.分からない

Ｑ１３，盗聴法（通信傍受法）の今後について、どうすれば良いと思いますか。

　1.盗聴（通信傍受）を拡大すべきである　　2.改正前の内容に戻すべきである

　3.改正前よりさらに盗聴（通信傍受）の制限を厳しくするべきである　4.今のままでよい

　5.廃止すべきである　　6.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　7.分からない

Ｑ１４，問１３で、1と回答された方のみお聞きします。盗聴（通信傍受）をどのように拡大するべきか、

具体的に挙げて下さい。（複数回答可）

　1.ヤミ金を対象にする　　2.賭博を対象にする　　3.マネー・ロンダリングを対象にする

　4.テロを対象にする　　5.テロ等準備罪（共謀罪）の罪状を一括対象にする

　6.内乱を対象にする　　7.思想犯を対象にする

　8.個人犯罪を対象にする　　9.著作権法違反を対象にする

　10.諸外国・地域を対象にする

　11.その他の犯罪を対象にする（

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　12.令状で許可される盗聴（通信傍受）期間を延長する

　13.無令状での盗聴（通信傍受）を可能にする

　14.盗聴（通信傍受）機器を捜査対象に仕掛けられるようにする

　15.通信によるやり取りでは無く、会話を直接聴く盗聴（会話傍受）を可能にする

　16.現在禁止されている、医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人、宗教者の業務に対する盗聴（通信傍受）の全部または一部を解禁する

（一部の対象：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　17.諸外国・地域の諜報機関と連携する

　18.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　19.分からない

Ｑ１５，問１３で、２と回答された方のみお聞きします。盗聴（通信傍受）を

どのように縮小するべきか、具体的に挙げて下さい。なお、7-16は、2016年の法改正で解禁された項目です。（複数回答可）

　1.薬物犯罪を対象外にする　　2.不法出入国を対象外にする

 3.銃器取り締まりを対象外にする　　4.組織犯罪を対象外にする

　5.別件犯罪の要件を厳しくする　　6.別件犯罪を対象外にする

　7.窃盗・強盗を対象外にする　　8.児童ポルノを対象外にする

　9.振り込めなど、詐欺を対象外にする　　10.恐喝を対象外にする

　11.逮捕・監禁を対象外にする　　12.略取・誘拐・人身売買を対象外にする

　13.放火・殺人・傷害致死を対象外にする　　14.爆発物使用を対象外にする

　15.立会人の義務付けを復活する　　16.警察施設での盗聴（通信傍受）をできなくする

　17.国会での報告を詳しくする　　18.立会人に切断権を設ける

　19.立会人に通信内容閲覧権を設ける　　20.時限立法にする

　21.違法盗聴の罰則を厳しくする

　22.令状で許可される盗聴（通信傍受）期間を短縮する

　23.現在規制外の、携帯電話・スマートフォンなどの位置情報取得を規制する

　24.警察以外に盗聴（通信傍受）の権限を移す

　25.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　26.分からない

Ｑ１６，2022[令和4]年5月31日、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の開催が閣議決定

され、現在は第15回まで行われています。

協議会の進行についてお聞かせください。

　1.速やかに結論を出すべきである　　2.時間を掛けて議論すべきである

　3.協議会の仕組みを見直すべきである　　4.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　5.分からない

Ｑ１７，「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」構成員は10人です。この規模は適正でしょうか。それとも、不適正でしょうか。

　1.適正な人数である　　2.より人数を増やすべきである

　3.より人数を減らすべきである　　4.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　5.分からない

Ｑ１８，「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」構成員の内訳は、新聞記者1人、弁護士2人、大学教授2人、法務省1人、警察庁1人、裁判官2人、検察庁1人です。この内訳は適正でしょうか、それとも、不適正でしょうか。

　1.適正である　　2.不適正であり、他に必要な構成員を追加すべきである（例：冤罪被害当事者など複数の一般有識者を構成員として、運用状況等を検証することが望まれる）

　3.不適正であり、不要な構成員を外すべきである（例：　　　　　　　　　　　　）

　4.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　5.分からない

Ｑ１９，2012[平成24]年7月3日に批准した「サイバー犯罪に関する条約」第二十一条では、

「通信内容の傍受」について、「必要な立法その他の措置をとる」と定めています。これについては、

どう考えていますか。

　1.2016年の法改正で十分である

　2.2016年の法改正では不十分なので、さらなる法改正が必要である

　3.盗聴（通信傍受）を縮小または廃止し、批准はそのままにすべきである

　4.盗聴（通信傍受）を縮小または廃止し、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべきである

　5.その他（本条約の国会承認の際、日本共産党は承認そのものに反対しました。盗聴法は廃止すべきです。）

　6.分からない

Ｑ２０，同じく、「サイバー犯罪に関する条約」第二十九条では、条約締結国は、コンピュータ・データの保全を他の締結国に要請することができ、「他の条約締結国から要請を受けた場合」「締約国は、要請に応ずるに当たり、双罰性をその保全を行うための条件として要求してはならない」と定めています。

要請国の法で要請可能な罪状ならば、相手国で罪にならない内容でも構わないというものですが、これについては、どう考えていますか。

　1.特に構わない　　2.要請国に合わせ、自国の法も改正するべきである

　3.法改正を行わず、盗聴法（通信傍受法）に関する条文では、批准を留保または破棄すべきである

　4.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　5.分からない

Ｑ２１，諸外国・地域による盗聴（通信傍受）について、どのように対処すべきとお考えですか。

（複数回答可）

　1.何もしない　　2.システム暗号化など、セキュリティを強化する

　3.量子暗号など、防御技術の開発を進める　　4.対抗して盗聴（通信傍受）を行う

　5.盗聴（通信傍受）に関する教育を進める　　　6.通信に関わる企業・団体へのチェックを厳しくする

　7.外交問題として取り上げる　　8.当該国・地域との通信を遮断する

　9.コンピュータ・電話によらない通信を利用する　　　10.逆に協力して情報を得る

　11.その他（

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　12.分からない

Ｑ２２，元NSA（アメリカ国家安全保障局）職員のエドワード＝スノーデン氏は、NSAが日本を対象にした盗聴、諜報活動を行っていると告発しました。この告発は、信用できるとお考えでしょうか。

それとも、信用できないとお考えでしょうか。

　1.信用できる　　2.信用できない

　3.どちらともいえない　　4.分からない

Ｑ２３，仮に、諸外国・地域の諜報機関や関連団体が、盗聴（通信傍受）の協力を持ちかけてきた場合、どのように対応すべきと考えますか。

　1.応じる　　2.状況によっては応じる

　3.応じない　　4.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　5.分からない

Ｑ２４，衆議院議員総選挙において、盗聴法（通信傍受法）をどの程度争点にするつもりですか

（立候補の予定がない場合は、争点にすべきと思いますかと読み替えてください）。

　1.最大の争点にする　　2.重要な争点の一つにする

　3.争点の一つにするが、重要ではない　　4.争点にするつもりはない

　5.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　6.分からない

Ｑ２５，その他、盗聴法（通信傍受法）への見解について、これまでのご回答の

補足も含め、自由にお書き下さい。2022年の参議院議員通常選挙以降、見解の変化などがあれば、

併せてお願いします。

（800字以内）

　盗聴法について、わが党の見解の変化はありません。明白な憲法違反であり、廃止すべきと考えます。

　盗聴の本質は、犯罪に無関係の通信をも根こそぎつかむ盗み聞きであり、憲法35条の令状主義、31条の適正手続きの保障を侵害する、明白な憲法違反です。盗聴拡大により、盗聴対象は窃盗、詐欺、恐喝、逮捕監禁、傷害等の一般刑法犯を含む極めて広範囲に拡大しました。このことは、広く一般市民が盗聴の対象となる危険があります。さらに、通信事業者の立ち会い義務を外すことにより、警察署内で第三者の監視もなく盗聴が可能になります。こうして得た情報は、共謀罪の捜査を含め、あらゆる警察活動に利用され、国民監視の社会に変質させる危険があります。この｢盗聴の自由化｣というべき拡大は、携帯電話、メール、SNS等をも対象とし、広く国民のプライバシーを侵害し、憲法21条2項通信の秘密、13条プライバシーの権利を著しく侵害する違憲立法に他なりません。盗聴法は廃止するしかありません。